

健康マネジメント協会 会員 各位

このメールは、国土交通省の公開情報を元に作成し、会員の皆様に配信しています。交通事故防止の取り組みにご活用ください。

\*\*\*\*\*

★国交省公開情報(R3.1.29 第 590 号より)

●事故調査委員会の調査報告

事業用自動車事故調査委員会の調査報告が発表されました。

- ・大型乗合バスの衝突事故(横浜市西区 原因:運転中の意識消失)
- ・大型タンク車の追突事故(北海道石狩郡当別町 原因:わき見運転など)

乗合バスの衝突事故は運転中の意識消失が原因の健康起因事故です。

事業者は運転者に対し、体調異変を感じた場合は車両停止が最優先であることを、繰り返し指導しましょう。

また、意識消失の症状や運転に支障を及ぼすおそれのある病気の有無など、運転者の健康状態を把握し、検査や治療を促しましょう。

詳細はこちら

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000441.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000441.html)

●冬用タイヤのチェックをルール化

「運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正によって、バス・トラック運送事業者は、冬用タイヤの安全性確認が義務化されました。

雪道を走行する自動車について、

1. 整備管理者は、タイヤの溝の深さが製造元の推奨する使用限度よりも

すり減っていないことを確認しなければなりません。

2. 運行管理者は、点呼の際に上記事項が確認されていることを確認しなければなりません。

使用限度の目安として、国内メーカー等の冬用タイヤでは溝の深さが50%まですり減った際、プラットホームが溝部分の表面に現れます。

詳細はこちら

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000264.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000264.html)